

**帝釈峡漁業協同組合内水共第 42 号及び第 43 号
第 5 種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第 1 条 この規則は、帝釈峡漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内水共第 42 号及び内水共第 43 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「魚場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、ます、こい、ふな、うなぎ、わかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭ですることとする。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
ます(あまご)	4 月 1 日から 8 月 31 日
あゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で理事が定めて公示する日(解禁日)から 11 月 30 日まで
うなぎ こい ふな わかさぎ	周年とする

2 前項の公示は、組合の掲示板及び遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 4 条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内においては、ウ欄の統数又は規模の範囲内でエ欄の期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 統数又は規模	エ 期間
あゆ ます うなぎ	全区域 ただし、第 5 条 は別とする	1 人 3 本以内	4 月 1 日からあゆ解禁日より 10 日間までは、ヤスによる遊漁はしてはならない

こい	手釣、竿釣		1人3本以内
ふな	ヤス		
わかさぎ	手釣、竿釣		1人3本以内

2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合は、公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄の期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
福柵川の山室正利宅より上流の入谷橋下(上流)まで	手釣、竿釣、つけ針以外の漁法	6月1日から 8月31日まで
帝釈川の蛍橋より上流の石雲橋(たいこ橋)まで	手釣、竿釣、つけ針以外の漁法	6月1日から 8月31日まで
神竜湖	手釣、竿釣以外の漁法	1月1日から 4月14日まで
庄原市東城町川鳥柳田橋下流側及び同町帝釈始終白石中橋下流側から同町帝釈宇山索麵橋上流側に至るまでの帝釈川本流及び支流(始終川)の区域 (広島県漁業調整規則による採捕禁止区域)	全て漁法	10月1日から 3月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児もしくは小学校児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項のただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

漁種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ ます(あまご) うなぎ	手釣、竿釣、つけ針、ヤス	日券 2,000円	年券 6,000円
こい ふな	手釣、竿釣、ヤス	日券 1,000円	年券 2,000円
わかさぎ	手釣、竿釣	日券 500円	年券 2,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は遊漁することができる。内水共第44号における遊漁についても同様とする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所	住所	電話番号
帝釈峡漁業協同組合	庄原市東城町帝釈宇山	08477-6-0028
その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく

納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認書に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は、貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告などのために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の許可があった日から施行する。

別記様式第1号

遊 漁 承 認 証

表	裏
<p style="text-align: center;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">遊 漁 承 認 証</p> <p>次のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>遊漁者 住所 氏名 年令 (才)</p> <p>承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 帝釈峽漁業協同組合 (印)</p>	<p>○注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。2 漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。3 危険な場所での遊漁はしないこと。4 遊漁に際しての事故については組合は関知しない。 <p>○当組合が行っている増殖事業</p> <ol style="list-style-type: none">1 各魚種の放流数量については、内水面漁場管理委員会の指示数量に基づいています。

別記様式第2号

漁 場 監 視 員 証

表	裏
<p style="text-align: center;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">漁 場 監 視 員 証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <p>氏名 (年令) 有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日 発行者 帝釈峽漁業協同組合 (印)</p>	

帝釈峡漁業協同組合内水共第 44 号
第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、帝釈峡漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内水共第 44 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎをいう。以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭ですることとする。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 9 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は直ちに、第 5 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で理事が定めて公示する日(解禁日)から11月30日まで
うなぎ	周年とする

2 前項の公示は、組合の掲示板及び遊漁料の納付場所に掲示するものとする。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 4 条 次の表のア欄の漁具、漁法による遊漁は、イ欄の区域内においては、ウ欄の統数又は規模の範囲内なければならない。

ア 漁具・漁法		イ 区域	ウ 統数又は規模
あゆ	手釣、竿釣	全区域	1人3本以内
うなぎ	つけ針、ヤス		

2 釣り大会のため漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合は公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第 5 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児もしくは小学校児童の時は無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、第 3 項ただし書きに規定す

る方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

漁種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ うなぎ	手釣、竿釣、つけ針、ヤス	日券 2,000円	年券 6,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。また、内水共第42号及び第43号における遊漁についても同様とする。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所	住所	電話番号
帝釈峡漁業協同組合	庄原市東城町帝釈宇山	08477-6-0028
その他組合が指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認書に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は、貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告などのために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の許可があった日から施行する。